

# 「鉄道に関する技術上の基準を定める省令等の解釈基準の一部改正案」に関する意見募集の結果について

令和8年3月31日  
鉄道局技術企画課

国土交通省では、令和8年2月19日から令和8年3月20日まで、「鉄道に関する技術上の基準を定める省令の一部を改正する省令案」及び「鉄道に関する技術上の基準を定める省令等の解釈基準の一部改正案」に関する意見の募集を行いました。

その結果、本件に関して、3件（意見提出者数）のご意見が寄せられました。

お寄せ頂いたご意見の概要とそれに対する国土交通省の考え方を別紙のとおりまとめましたので公表いたします。（意見募集の内容に関連しないものを除く。）

皆様のご協力に深く御礼申し上げますとともに、今後とも国土交通行政の推進にご協力いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

## 1. 実施方法

- ①意見募集期間：令和8年2月19日（水）～令和8年3月20日（金）
- ②周知方法：電子政府の総合窓口（e-Gov）
- ③意見提出方法：電子政府の総合窓口（e-Gov）、電子メール及び郵送

## 2. 提出意見数

3件

## 3. お問い合わせ先

国土交通省鉄道局技術企画課意見募集担当

電話番号：03-5253-8111 内線：57865

(別紙)

ご意見の概要及び国土交通省の考え方

No	ご意見の概要	国土交通省の考え方
1	<p>梶が谷駅 列車衝突事故後、他社の総点検で発覚したケースにおいても、中線撤去等による運用変更にて連動漏れが生じたものと強く疑われます。</p> <p>今回、技術基準省令第56条の解釈基準につき改正をご検討されているとの由ですが、これらのケースにおいて解釈基準の明確化を行ったとしても、事故を未然に防ぐことは困難かと思えます。</p> <p>技術基準省令において、分岐器・信号機および連動装置の運用方法の変更があった際に実車を用いた試験を求めるよう、条文の追加をされた方が、より実効性を高められるのではないかと考えます。</p>	<p>当該事故の原因は梶が谷駅連動装置の条件設定の不備であり、同社に対して立入検査を行った結果 技術基準に適合しない信号保安設備を設計し施設を改修したことにより、列車衝突事故を誘発した事実が確認されています。このため、分岐箇所等における列車等の衝突防止措置を一層徹底するために解釈基準を改正するものです。</p> <p>なお、技術基準省令第88条において「運転保安設備は、新設、改造又は修理をした運転保安設備は、これを検査し、機能を確認した後でなければ、使用してはならない。」と規定しており、連動装置についてもこの規定により機能確認を実施した上で使用する必要があります。</p>
2	<p>列車等が進路の分岐箇所等にある列車等と衝突しないように、本田技研と協力して列車等にも衝突軽減ブレーキやアルファゲルのような衝撃を吸収して、万が一衝突しても人が死傷しないものを列車等の車内と車外に張り付けてほしいです。</p>	<p>鉄道においては、衝突事故を生じないよう信号システム等を構成し、また運転することが大前提ですが、万が一の事故に備え、車両の衝突安全性を確保することも重要であり、過去の事故の発生等を踏まえ、研究機関、事業者、車両メーカー等の研究成果や技術開発の状況等の情報を共有し、安全性の向上を図ってきております。</p> <p>いただいたご提案も踏まえ、必要に応じて異業種の技術も参考にしながら、引き続き鉄道の安全性向上に取り組んでまいります。</p>

<p>3</p>	<p>東急田園都市線での事故に伴い、他社で同様の事案が発生するおそれのある箇所を緊急点検するように国土交通省から指示がなされた際、その緊急点検によって全国複数の会社で信号装置の条件設定が不十分な箇所が発見された事を承知しております。</p> <p>つまり、東急田園都市線での事故が発生する以前から、全国複数の箇所でも事故のリスクの高い状態で放置されている設備があったという事かと思えます。</p> <p>信号の設備に関し、以前の緊急点検の対象となっていない範囲に関しても、事故を未然に防ぐことの出来るよう、より詳細な点検することを、今回の法解釈基準の改正に伴って、各企業に促すようにすることで、鉄道の安全性を守ることが出来るのではないのでしょうか。</p>	<p>緊急点検の結果、複数の鉄軌道事業者において信号制御の条件設定が不十分な箇所が確認されたことは、国土交通省としても重要な課題と認識しています。</p> <p>緊急点検の結果、連動図表に車両接触限界の表示が記載されていないことにより、同表上で進路を支障することを確認できない場合があったことから、分岐箇所等において列車等同士が衝突する恐れのある箇所に車両接触限界の表示を記載させることを鉄道事業者に指導するとともに、分岐箇所等における列車等の衝突防止措置を一層徹底するために解釈基準を改正するものです。</p> <p>国土交通省としては、緊急点検の対象範囲に限らず、必要な点検や設備の見直しを適切に行うよう指導し、事故の未然防止に向けた取組を引き続き推進してまいります。</p>
----------	--	--